平成２５年（フ）第５５８号
神奈川県平塚市大神1681番地の５　エトワール湘南102号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市大神2573番地の６　リバーサイドダイヤモンドマンション401
破産者　田沼　邦子
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５５９号
神奈川県平塚市大神1681番地の５　エトワール湘南102号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市大神2573番地の６　リバーサイドダイヤモンドマンション401
破産者　田沼佑一郎
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４１号
神奈川県平塚市富士見町６番15号
破産者　田村　則子
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６７号
北九州市八幡西区茶屋の原３丁目21番11号
破産者　岩山　泰幸
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４４０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目13番13号
破産者　野口　義孝
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５３１号
北九州市小倉南区富士見２丁目４番55号　Ａ102
破産者　子迫　勝行
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５４１号
北九州市小倉北区金田２丁目12番18―615号
破産者　川口奈緒美
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１３号
沖縄県那覇市西３丁目９番１―602号　県営三重城市街地住宅
破産者　石川　勝伸
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１８号
秋田県仙北郡美郷町金沢西根字北本田１番地
破産者　髙橋　　肇
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第１０５号
群馬県太田市新井町563番地８、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字吉田3157番地
破産者　石川　信二
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２２号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目16番６号、前住所群馬県邑楽郡大泉町仙石４丁目15番３号
破産者　松本美津夫こと　ＭＡＴＳＵＭＯＴＯ　ＭＩＬＴＯＮ　ＭＩＴＳＵＯ
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２４号
東京都西東京市田無町５丁目７番29―202号、開始決定時の住所群馬県太田市西矢島町607番地４　セントラルマンション403号
破産者　なごみ弁当水戸店、浜焼太郎水戸泉店こと　梅　　則喜
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２５号
東京都西東京市田無町５丁目７番29―202号、開始決定時の住所群馬県太田市西矢島町607番地４　セントラルマンション403号
破産者　梅　　明子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３８７号
川崎市宮前区平４丁目３番５号　第２宮之谷荘103、前住所川崎市宮前区平４丁目20番９号
破産者　秋葉　勝則
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
川崎市川崎区浜町４丁目16番20―203号　プレミール浜町、前住所川崎市川崎区小田５丁目16番１―205号
破産者　高村　幸子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
富山県富山市布瀬町南１丁目18番地３　サロンド・セジュールＧ棟101号、前住所富山県南砺市井波3602番地１
破産者　杉木　信夫
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第５０号
富山県砺波市高波687番地１、前住所岐阜県安八郡安八町森部1746番地の１
破産者　大坪　一三
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第６８号
富山県高岡市羽広179番地４
破産者　津田　敏彦
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部